第11回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和3年2月10日(水)午後3時05分			
開催場所	湯梨浜町役場 講堂			
	1番 山下 和子 委員	2番 蔵本 孝広 委員		4番 山上 真治 委員
出席委員(11名)	5番 長谷川誠一 委員	6番 谷岡 貞幸 委員	7番 山本美代子 委員	8番 土海 政信 委員
	9番 清水 武敏 委員	10番 尾川 寛信 委員	11番 山田 隆雄 委員	12番 下田 健一 委員
欠席委員(1名)	3番 横川 力 委員			
推進委員(8名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 山下 昇 推進委員	16番 井坂 正昭 推進委員
推延安員(0 石)	17番 山本 正義 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣副主幹 藤田 晋也			
提案議案	第49号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第50号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 第51号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第52号議案 農用地利用集積計画の決定について 第53号議案 農用地利用配分計画の策定について 第54号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について			
報告事項				

日程	発 言 者	発		<i>O</i>	要) II
,		2 -		·		
1 開会	事務局	ただ今から、令和2年				· -
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		•	ただ今の出席委員は、11人
					の規定に基づ	き、出席委員が定足数に達
		しておりますので本総会	. ,, . , -	_ ,, , ,		
		開催にあたりまして長		あいさつを頂き	ます。お願い	致します。
	会長	長谷川会長あいさつ				
	議長					によりまして、会長が議長
		を務めさせて頂きます。				
						。令和2年度第11回湯梨
				3年2月10日	本日1日限り	としたいと思いますが、こ
		のことにご異議はござい	ゝませんか。			
		(はい。の声。)				
		ご異議なしと認めます	• • •		,	
2 議事録署名委員の指名	(議長)			_		。お諮りを致します。本案
					条第2項の規定	定によりまして、議長にお
		いて指名することにごり	異議はございませ	んか。		
		(はい。の声。)				
						委員、それから7番の山本
				で、宜しくお願	いを致します	。なお会議書記におきまし
		ては、事務局の方へお願				
3 議事	(議長)					どによる許可申請について」
議案第 49 号		を議題と致します。それ			-	
農地法第3条の規定による許	事務局				-	明します。次のとおり、農
可申請について				,	F可の申請があ	っったので、これを許可する
		ことについて、本委員会				
		番号1 譲受人は、国]信●●、譲渡人/	は、国信●●。_	上地の所在 大	字国信――。地目は台帳・

況は田。面積は 2.033 ㎡。権利取得後の経営面積は 57 アール、親子間の贈与による所有権移転 であります。 番号 2 譲受人は、上浅津●●、譲渡人は、上浅津●●。土地の所在 大字上浅津──。地目 は台帳田、現況畑、利用状況は畑。面積は70㎡。権利取得後の経営面積は31アールで、売買に よる所有権移転であります。 以上、申請につきましては農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離な どをみても問題がないことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満た しているものと考えます。以上であります。 議長 はい。それでは以上で説明が終わりました。ただ今から質疑を行います。皆さんの方から質疑 はございませんか。 質疑無し、と云う風に認めます。質疑を終結し、これより採決を行います。議案第49号「農 地法第3条の規定による許可申請」に対する可否決定について、原案のとおり可とすることに賛 成の委員の方、挙手をお願いします。 《全員举手》 全員が挙手であります。よって議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請」につきま しては、原案のとおり可決を致します。 続きまして、議案第50号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。 議案第50号 (議長) 農地法第 4 条の規定による許 それでは説明をしてください。 可申請について 事務局 議案第50号「農地法第4条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農 地法第4条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、 本委員会の意見を求めるものです。 (資料は、3-1頁、資料1の1頁と2頁) 番号 1 土地の所在 大字方地——。現況地目は畑でございます。転用面積は 792 m²です。転 用計画の用途は植林。申請人は、方地●●。 立地基準の判定に係る農地区分は第2種農地。区分決定根拠は、小集団の生産力の低い農地で

現況とも田、利用状況は田。面積は390㎡。同じく国信――。地目は台帳・現況とも田、利用状

あります。許可根拠規定は、周辺農地に影響なし。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、

公共投資はありません。 事業内容は、クヌギを80本植えるものです。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。 土地改良区の事業区域外で、隣接耕作者はありません。 頁をめくって頂きまして、3·1 頁が航空写真による位置図です。図面の左側に家が少し見える かと思いますが、そちらが方地集落でございます。そして現地の写真が別冊資料1の1頁目。右 下の写真をご覧頂きますと、電柱の向こうにクヌギ林がご確認いただけるかと思います。そのク ヌギ林はこの度と同じ申請者が数年前に許可を得て植林したものでございます。 土地の管理をするものが申請者本人だけだそうでして。農地として今後も管理して行くのは困 難なため、クヌギ林として管理して行きたいとの考えであります。 別冊資料1、頁をめくって頂きまして2頁目が公図でございます。緑色に塗っている所が申請 地ですね。と云う事でご確認いただければと思います。 以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無い ことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。 よって、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えら れます。以上であります。 議長 それでは引き続き、現地確認委員による調査報告をして頂きます。19番中村推進委員より現 地確認の報告をして頂きます。お願いします。 はい。それでは報告します。本日午後1時より、長谷川会長、土海職務代理、山上委員、それ 中村推進委員 から私中村と事務局2名の計6名。横川委員が今日、休んでおられました。 6人で確認をしました。現地は周りはほとんど耕作されていない、荒れ地の様な状態になって おります。その一部分が、もう既に、先ほどお話が合った様に、クヌギが植林されておりました。 今回の所、管理するのは大変な場所ですので、クヌギの植林については、特に、周囲を含めて問 題は無いと確認しました。以上です。 議長 はい。ご苦労様でございます。それでは以上で現地確認委員による報告は終わります。ただ今 より議案第50号についての質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。 山本正義推進委員 はい。 議長 はい。山本推進委員どうぞ。

山本正義推進委員

そこはもう、山になっちゃって。イノシシの隠れ家になってる。この図面を見ていただいても良いですけど、■■・■と云う農地があるでしょ。現在私が田んぼを作ってる訳です。それでもう、田んぼをやめないといけないんじゃないかと思うんです。

今日、事務局に持って行ったんですけど、利用権設定の申出書。ここを借りて3年間作る様にしてたんだけど。こう言われるなら、ちょっと、作れんなと思って。ホントに山だらけだ、ここは。現地に行かれた人は分かると思いますが、クヌギが大きくなって。これは梨畑だったんですわ。ただ、今イノシシの寝床になってる。イノシシが。困ったもんだ。これが。

今の質問について、説明お願い致します。

山本推進委員、すみません。■■-■の所、作るように頼まれておられるんですか。 作る様になっちゃってる。

なるほどね。ずっとそこは田んぼで維持してございましたけれども。そこから下の方はね、長 らく耕作をされてないと。梨園だった時期もあるんですかね。

ええ。

はい。と云う事で、この度の申請者の先代、お父様が梨園をしておられたんですけども。亡くなられてからは、管理する人が申請人さん、本人さんだけでしたけれども。亡くなられてすぐの時には、こっちの方には、方地には住んでいらっしゃらなくて。遠方の方に仕事の関係で居られて、管理ができないからと云う事で、クヌギ林として管理しようかと云う事で。今植わっている所がそうやっていらっしゃるんですけども。

今後はもう、そもそもの管理自体ができないと。農地として維持ができないし、保全管理自体 も今後困難になるだろうからと云う事で、やむなくと云う話ですので。

実際問題、他の方も耕作をしていらっしゃらないものですから。直接的に、それはちょっと難 しいなと云う言い方もできないですけども。

例えばですね、クヌギ林がちょっと密植かなと云うこともあるので、ある程度間伐なり何なりで間引いて、風通しなり見通しが良くなれば、獣の棲みかとしては予防ができるんじゃなかろうかと云う事も考えます。そう云う意味では、山林にしたとしてもですね、投げっぱなしではなくて、山林としての管理を適正にやってもらう事によって動物の棲みかにならない様にして頂くと云う事が可能かと思いますので。そう云った指導の仕方も、ちょっと投げ掛けて行きたいとおも

議長 事務局

事務局

山本正義推進委員 事務局

山本正義推進委員

います、事務局としては。植えちゃって終わり、じゃなくてね。周りの事も。 山本正義推進委員 これまでが投げっぱなしだったから、めちゃくちゃで。それでもう、イノシシが入って寝てる 様な状況で。 議長 ここは、■■-■が水田。 自分が作ってるんです。 山本正義推進委員 議長 電気柵なんかはしてある。 山本正義推進委員 電気柵じゃぁ言う事を聞かん。 議長 電気柵じゃ入って来る。 だからワイヤーメッシュをしなくちゃいけない。2重にしないといけない。困った事だ、もう 山本正義推進委員 やめないといけんなと思ってる。 議長 これは、クヌギを植えんでも。また、これもなぁ。 いや、クヌギを植えても本人が草を刈れば良いけど。草を刈るのが面倒でクヌギを植えるんだ 山本正義推進委員 ろうと。困ったもんだぞ。だけど。 山本さんは認定農業者じゃないから、誰かと組まないとメッシュもできないな。 議長 だから、仕方が無いから。補助が無いから自分で部材を買って柵をしてる。 山本正義推進委員 議長 方地集落で誰かと連名で。 山本正義推進委員 もう皆、しちゃってるから。 それまでに対応はして来てるか、産業振興課とか、そう云った所と相談しながら。今まで。こ 議長 の田んぼも、イノシシ対策で。 いや。結局、ワイヤーメッシュやって見るけど。去年も半分しか採れなかった。 山本正義推進委員 議長 それは、入って来るか。 山本正義推進委員 入って来る。尻から入って来る。めちゃくちゃだ。 議長 ここはどれ位あるのかな、田んぼの面積は。 山本正義推進委員 1 反 3 畝。 1反3畝か。まあちょっと、産業振興課にイノシシ対策の件で個別に相談してみてはどうだろ 議長 うか。それじゃあ答弁を。説明をして。 事務局 山本推進委員のおっしゃられる事も良く分かりますけども。ただ、この転用申請の審査にあた

りましては、植林をすることによって直接的に耕作に影響が有るか無いかと云うお話で判断をせざるを得ないんですよね。

要は、クヌギ林になることによって、それが直接的な原因で田んぼの耕作ができなくなると云う訳ではなくて、クヌギ林になることによって、木が大きくなればなるほど獣の棲みかとなって、獣が徘徊しだす。田んぼの方にも入って来易くなっちゃうと云う。そう云う原因の一つではあるんですけども、直接的な要因とは、なかなか判断はできないですよね。

そう云う意味ではですね、今、4条の申請に対して適正かどうかと云う判断をする場合には、 残念ながら、山本さんの田んぼの件については検討の材料には入れる事ができないことは、申し 訳ないですけどもご了解ください。

ただ、田んぼが作れなくなっちゃうよと云うことの、その問題の解決方法については別途、やはり色々知恵を出し合う必要はありますけれどもね。ちょっと、申し訳ないですが、今の審議とは切り離していただいて。別で相談なりと云う事で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長

山本正義推進委員

山本推進委員、良いですか。

まあ、仕方がないな。申請してあるんだから。この申請地の上は自分が草を刈ってやってるんで、申請地と田んぼとの間の畑は。これはそう云う条件で。この法面はお前が刈ってくれ。ここは自分が刈るからと云う事で。それでやってる。今は水の便利も良いし。これは良いと云う事で。でもこうなったら、やめないといけんな。

事務局

山本推進委員の話を補足しますと、別添資料1の2頁目の公図で、申請地から2枚上側になるんですけれども■■・■。地目が田になっている所。山本推進委員が頼まれて作っている所と、その申請地との間にある畑、不耕作としてありますけども。そこの草刈りを山本推進委員が一緒にやっておられると。頼まれてしておられると。そう云う事でございました。

議長

山本正義推進委員

■■は、これは田んぼだけども、不耕作だな、■■は。現場を見たら。

■■は道があって、それはまた他の人が刈ってる。頼まれて。だから綺麗にしてあります。そ こらは。

ただ、こうしてクヌギを植えたは良いけど草は刈らず、ぼうぼうで。現にそうだったから、これまでが。今でこそ木が大きくなってるけども。まぁ、仕方がない。

議長 仕方がないと云う所で、落としどころになっちゃうのかなぁ。確かに大変作り難いと思います。 多分ここ、1 枚だけだな。作り難いだろうなって、想像はできます。水は潤沢に流れてたけれど も。イノシシ対策をちょっと、また別個な。この審議案件とは別の事でちょっと、考えてみない といけんな。何とか向かえる事ができんかな。産業振興課の方が。 良いですか。 下田委員 議長 はい、どうぞ。 今年ね、イノシシの補助事業、3倍申し込みがあったそうで。それでうちも結局ダメだったん 下田委員 だけど。 ダメだった。足りなかった。 議長 下田委員 予算の3倍あってね。 議長 申し込みが。 下田委員 断られた。 議長 なおさらにちょっと言わないと。予算要求をしないといけんな。 しても、今度は9月になると。で、終わってからで。 下田委員 議長 今年はね。もう、予算は消化しちゃったんだ。 ちょっとこの辺り、今お話を聞いてると、イノシシ対策のところでね、かなりお困りの方があ ると云う風な事を改めてまた、伺いますので。今度、町長の方の建議の回答を聞きますのでね。 その辺りで町長に「この様な実態」と云う事を、重ねてお願いして行くと云う風な事に致します。 と云う事で、山本推進委員には不満な結果になるかも分からないけども。その辺りちょっと、 良いですか。山本推進委員、改まって聞くけども、良いですか。 山本正義推進委員 いや、まあ仕方がない。どうにもならん。 議長 はい。それではその他に質疑はございますか。質疑は無い様でございます。質疑は無い様でご ざいますので、それでは質疑を終了致しまして採決を取らせていただきます。 議案第50号「農地法第4条の規定による許可申請」に対する意見決定について、原案のとお り認めることに賛成の委員の方、挙手をお願い致します。 《全員举手》

はい。全員でございます。よって議案第50号「農地法第4条の規定による許可申請」につい

議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による許 可申請について

(議長)

事務局

ては、原案のとおり決定し鳥取県知事へ進達致します。

次に議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは事務局より説明を求めます。

議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第5条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。

(資料は、4-1頁、資料1 3~7頁)

番号 1 土地の所在 大字田畑――。もう一筆は、同じく大字田畑――、現況地目はいずれも畑。転用面積は合計 1,229 ㎡です。転用計画の用途はその他の事業用地。施設概要は太陽光発電施設で、建築はありません。譲受人は、倉吉市●●。譲渡人は、国信●●。

契約内容は、売買による所有権移転です。立地基準の判定に係る農地区分は第2種農地、区分 決定根拠は小集団の生産力の低い農地であります。許可根拠規定は周辺農地に影響なし。都市計 画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資はありません。

事業内容は、太陽光発電パネルが 268 枚、高さ 1.2m のフェンスを 150m 設置。事業地内の全面に防草シートを設置するものであります。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の事業区域外でございます。「湯梨浜町農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドライン」、農業委員会でこう云うガイドラインを定めているんですけれども。このガイドラインに基づく誓約書並びに隣接農地所有者等および設置場所自治会の同意書が添付されております。

頁をめくって頂きまして、4-1 が航空写真による位置図でございます。そして現地の写真は資料 1 の 3 頁目です。赤線で囲っておりますけども。頁をめくって頂き 4 頁目が公図。5 頁目が土地利用計画図であります。6 頁目が太陽光パネル設置に係るパネルの構造図。7 頁目がフェンスの構造図です。と云う事で、以上が番号 1 でございます。

(資料は、4-2頁、資料1 8~10頁)

番号 2 土地の所在 大字田畑――。現況地目は畑。転用面積は 341 ㎡です。転用計画の用途はその他の事業用地。施設概要は太陽光発電施設で、建築はありません。譲受人は、北栄町●●。譲渡人は、福岡市南区●●。

契約内容は、贈与による所有権移転です。立地基準の判定に係る農地区分は第2種農地、区分 決定根拠は小集団の生産力の低い農地であります。許可根拠規定は周辺農地に影響なし。都市計 画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資はありません。

事業内容は、宅地を含む全体事業面積、これが 1,263 ㎡。太陽光発電パネルが 264 枚、高さ 1.2m のフェンスを 139m 設置致します。そして事業地内全面に防草シートを設置するものです。 農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の事業区域外で、「湯梨浜町農地 転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドライン」に基づく誓約書並びに隣接農地所有者 等および設置場所自治会の同意書が添付されております。

頁をめくって頂いて、4-2 が航空写真による位置図でございます。水路を隔てた所に先ほどの番号 1 があるんですけども、隣り合わせと云う様な位置になります。それで、赤で着色している個所が申請の場所でございます。青く着色している土地は地目が宅地となっている場所。そこを含めて太陽光発電設備を設置する計画であります。

現地の写真は資料1の8頁目です。青線が宅地部分、赤線が農地の部分。宅地、2筆ありますけども片方しか写しておりませんが。そして頁をめくって頂きまして9頁目が公図。10頁目が土地利用計画図でございます。

黄色の縁取りが申請地で、茶色が宅地部分。事業区域内にL字型に水路、青線がありますけれども。これ、フェンスで仕切られる部分の水路、いわゆるL字の縦部分になる所なんですけれども。こちらの方は町の建設水道課と用途廃止に向けて協議中でございます。と云う事で、用途廃止をしたうえで土地を買い上げをして、水路ではなくしてしまうと云う方向で協議を行っていると云うことになります。

それからL字の横部分の水路は、これは水が今も流れておりまして。水の流れは右から左ではなくて、左から右に向かって、申請地東側の水路へ流れている所でございます。L字の縦部分の水路は用水路としての機能はございませんと云う事を、先ほどの現地確認でも見て参ったところでございます。

そして、太陽光パネルの図面とフェンスの構造図は番号1と共通ですので省略をさせていただきました。

本冊4頁に戻って頂きまして。

(資料は、4-3頁、資料1 11~21頁)

番号 3 土地の所在 大字田後――。現況地目は田。同じく大字田後――。現況地目は田、転用面積は合計 2,936 ㎡であります。転用計画の用途は住宅用地。施設概要は建売住宅 12 棟で、建築面積は 571.38 ㎡であります。譲受人は、倉吉市 有限会社●●。譲渡人は、田後●●。

契約内容は、売買による所有権移転です。立地基準の判定に係る農地区分は第3種農地、区分 決定根拠は管理設道路沿道の区域であります。許可根拠規定は、第3種農地につき原則許可。都 市計画区分は、非線引きの都市計画区域内で、公共投資有りです。

事業内容は、申請地南側に隣接する宅地、35.42 ㎡の他地区があるんですけども、そちらを含め全体面積 2,971.42 ㎡で、建売住宅 12 棟の計画でございます。造成の盛土高は 1m。町道の高さまで盛土をすると。それから擁壁が三方にぐるりなんですけども、延長 161mmの擁壁を設置するもの。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書と隣接耕作者の同意書が添付されております。

頁をめくって頂きまして 4-3 が航空写真による位置図であります。田後の一番倉吉側と云う様な場所になるんですけども。それから現地の写真につきましては資料 1 の 11 頁目です。頁をめくって頂き 12 頁目が公図。13 頁が造成計画図で、申請地南側の町道の高さまで嵩上げをして、北と東西の三方に L 型擁壁を設置して土留めを行います。雨水は赤色の造成地内道路の両側側溝から町道の側溝へと排出する計画です。それから各区画の面積が図示してあります。左下の 1 号地をご覧いただきますと、219.08 ㎡で 66.2 坪と云う様な具合に表現されている様でございます。

頁をめくって頂きまして 14 頁目が標準断面図です。図面の右が南側、左が北側です。南側に向かって下り勾配の道路を設ける計画です。そして 15 頁が造成地内道路の断面図と擁壁設置断面図。16 頁が南側にある町道の側溝を改修して設ける自由勾配側溝の構造図と展開図。17 頁がコンクリート製品の設置図、構造図ですね。18 頁が土地利用計画図でございます。19 頁が建物の立面図。20 頁が上下水道の敷設計画図です。赤が上水道、青が公共下水道。最後、21 頁が申請地周辺の上水道と公共下水道の管路図であります。

以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。

議	美長	はい。聞き漏れたかもしれないけど、ただ今の説明で太陽光発電の施行者の名前と云うのは。
		施工者って、事業者名は。
事	事務局	転用事業者は個人でございまして、見積もりは■■会社から出してもらってると。
議	長	個人か。●●さんって云うのは。
事	事務局	事業主は、あくまでお金を出す人なので、個人が転用事業者です。県から許可を貰ったら、施
		工業者に発注をして工事をやってもらう。家を建てるのもそうですよね。家を建てる施主さんが
		あるんだけども、大工さん、工務店があって、その人達にやってもらうだけの話で。転用事業者
		は施主さんなんですよね。それと同じことです。
議	長	それで、誰が作るの、これは。工事屋さん。
事	耳務局	作るのは恐らく■■会社。
議	長	■■会社か。
		それはそれとして、取り敢えず現地確認の報告をしていただきたいと云う風に思います。それ
		では現地確認委員による調査報告をしていただきます。案件番号1番と2番を一括して、19番
		中村推進委員より報告をしていただきます。宜しくお願いします。
I	中村推進委員	それでは、先ほど申しましたメンバーで田畑の、民家の隣の農地を見て来ました。これ、ずっ
		と私が農業委員をやってから荒れ地になっておりまして、ちょっと困った状態の所でありまし
		た。それで、確認に行った時に住宅の家主さんが居られまして、話もちょっと聞いたんですけど
		も。太陽光の設置方向等も含めて問題無いと云う事を、家主さんの方からも言っておられました
		ので、特に問題無いと判断しました。以上です。
議	長 長	はい。ご苦労様です。続きまして案件番号3番を、4番の山上委員より現地確認の報告をして
		いただきます。お願いします。
Ц	1上委員	はい。現地に行って参りました。現地はですね、田後の、もう清谷に近いところでありまして。
		西側に焼肉屋さんがございます。そして南側には田後の南部の住宅地でございます。数年前から
		水田の利用はされていなくて、管理されている状況でございました。この転用計画については隣
		接する水田の方にはL型擁壁が計画されていて、排水の処理もされ、雨による土砂の流出も無く
		周りの農地に対しての支障は無い様ですので、この転用計画を認めることに問題は無いと考えま
		す。以上です。

議長

清水委員 議長

清水委員

議長 事務局 はい。それでは現地確認委員による報告を以上で終わります。ただ今から質疑を行います。皆 さんの方から質疑はございますか。どうぞ挙手の上発言をしてください。

はい。

清水委員どうぞ発言してください。

ちょっと良く分からないので教えていただきたいんですけど。1番と2番と道を挟んで二つの所があるんですけど。この関連性と云うか、今回同時に出て来たと云う関連性と、それと、大字田畑――が出て来たんですけども、大字田畑――と大字田畑――と云うのも太陽光発電になるんですよね。それで、今回出てこなかったと云うのは、それはなぜかなと云うのと。分かり難いので、その辺をちょっと教えてください。

それでは説明してください。

はい。先ずですね、番号1と番号2の、それぞれの太陽光発電が同時に出て来た経緯なんですけども。施工を担う業者がいずれも■■会社なんですよね。それで整理番号1は、車両が横付けできる道って云うのが無いんですよね。そこに在る道って云うのが、大変判り辛くって。そうですね、資料1の8頁の写真をご覧いただけますか。下の写真なんですけども、申請地の右側。橋が掛けてありますよね。そこの幅が道なんですよ。接する道と云うのがいわゆる赤線の、ほんの人が通る幅しかない道でございまして。そこだけを太陽光発電にすると、工事するのにも大変なので。結局もう一つ、整理番号2の方の事業も併せて行うことによって一体で工事ができますから。西側の方は軽自動車が通れる道がありますので、まだましと云う事で。そちらの方からドンドン入って工事をすることを考慮すれば、同時に申請をして許可をえて、一体で工事をしないと上手いこと行かないと云う事があると思います。そう云った事で一偏に申請が出て来ているということ。

それから2つ目のご質問です。整理番号2、本冊の4-2の分で、赤く塗っている筆が転用申請のあった場所で、だけれども、太陽光発電設備を設置する事業は2筆含めて、大字田畑――まで含めて。軽自動車の通る道路の所まで事業用地となっています。青く塗ってる所は地目が宅地なものですから、転用許可とかは必要なくって、やるよと言えばそれでできてしまうと云う事でございます。たまたまその3つの筆がですね、同一の所有者の方の土地でございまして。とにかく手放したいと云う事でございましたので、そう云う事で一体の事業が計画されたものでございま

		す。以上です。
	議長	清水委員、良いですか。
	清水委員	はい。分かりました。
	議長	納得できました。その他に質疑はございますか。皆さん、ございませんか。
		はい、それでは案件番号3番の方の質疑もございませんか。よろしいですか。それでは質疑無
		しと認めます。それでは質疑を終結し、これから採決を行います。議案第51号「農地法第5条
		の規定による許可申請」に対する意見決定について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方
		は挙手をお願い致します。
		《全員挙手》
		全員が挙手であります。よって議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請」について
		は、原案のとおり決定をし、これを鳥取県知事の方へ進達を致します。以上で議案第 51 号は終
		わります。
議案第 52 号	(議長)	続きまして、議案第 52 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。なお、
農用地利用集積計画の決定に		本案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限
ついて		がございます。
		お諮りを致します。議席番号4番山上真治委員、6番谷岡貞幸委員の申請案件を分割審議する
		ことにご異議ございませんか。
		(はい。の声)
		はい。それでは異議なしと認めます。よって整理番号8番9番から12番。これを先に分割審
		議することと致します。それでは山上委員と谷岡委員の両名は、退席をしてください。
		(山上真治委員、谷岡貞幸委員 退席)
		申請者である両名の退席を確認致しましたので、審議を続行致します。それでは事務局より、
		総括から説明をしてください。
	事務局	議案第52号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。次のとおり、農用地利用
		集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の
		意見を求めるものです。公告予定日は令和3年2月15日でございます。
		(資料は、5-1 から 5-3 頁)

10.164 ㎡、3 年以上6 年未満が7 件で12.021 ㎡、6 年以上10 年未満が3 件で7.192 ㎡。それ から所有権移転が1件で5.757 m²でございます。 設定作物等面積は、水田として利用が 30.036 m²、樹園地として利用が 932 m²、普通畑として 利用が 4.166 ㎡。利用権設定面積率は 0.277%であります。 詳細については次の頁 5-2 と 5-3 の各筆明細一覧となりますけども、5-2 のですね、整理番号 8. 9. 10. 11. 12 までがこれからご審議をいただく内容でございます。 全体をとおしまして「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第18条第 3項の各要件を満たしているものと考えます。総括的な説明は以上でございます。 議長 はい。説明が終わりました。それでは皆さんに、この各筆明細をご覧いただきまして、ご質疑 がございましたらどうぞ、挙手をしてください。 念の為申し上げますけども、8番9番から12番までです。 質疑はございませんか。それでは質疑は無い様でございます。質疑は無しと認め質疑を終結し、 これより採決を行います。議案第52号「農用地利用集積計画の」整理番号8番9番から12番 について、原案のとおり認めることに替成の委員の方の挙手を求めます。 《全員举手》 全員が挙手でございます。よって議案第52号の整理番号8,9,10,11,12の案件につきま しては、原案のとおり決定を致します。 それでは2名の方に入室してもらいます。 (山上真治委員、谷岡貞幸委員 着席) それでは山上委員、谷岡委員が入室致しました。審議を続行致します。 次に議案第52号整理番号8,9,10,11,12以外の案件を審議致します。説明してください。 はい。頁が 5-2 頁と 5-3 頁でございますけれども。更新が多ございまして、ちょこりちょこり 事務局 新規があると云う様な状況であります。それで5-3頁の方、一番最後のところに所有権移転がご ざいます。 こちらは先月ですね、地主さんから鳥取県農村担い手育成機構へ土地を売り渡しのあったもの

頁をめくって頂きまして、利用集積計画総括表をご覧お願い致します。

関係戸数は 借り人8、貸し人16です。利用権の設定期間は田畑の合計で、3年未満が6件で

		を、今月は担い手農家に売り渡しをすると云う計画でございます。先月と同じ場所を今度は担い
		手へ所有権移転、と云う事でございます。
		後、主だったものではですね、整理番号 16 のところですね。イチゴと云う事で新規就農をさ
		れる様ですね。と云う事で聞いております。以上です。
	議長	はい。説明が終わりました。それでは質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。
		どうぞゆっくりご覧になっていただいて、ご質問がございましたらどうぞ。
		はい。それでは質疑は無い様でございますので、これで終結を致します。採決を行います。議
		案第52号「農用地利用集積計画」の整理番号8番9番10番11番12番。これ以外の決定につ
		いて、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。
		《全員挙手》
		全員が賛成でございます。挙手でございます。よって議案第 52 号「農用地利用集積計画の決
		定」につきましては、原案のとおり決定を致しました。
議案第 53 号	(議長)	次に議案第53号「農用地利用配分計画の策定について」を議題と致します。
 農用地利用配分計画の策定に		これにつきまして議事参与の制限がございます。農業委員会等に関する法律第31条第1項の
ついて		 規定による議事参与の制限がございます。それでは4番の山上委員が該当致します。退席をお願
		いします。
		(山上委員 退席)
		山上委員の退席を確認しました。それでは審議を続行します。説明してください。
	事務局	議案第 53 号「農用地利用配分計画の策定について」を説明します。次のとおり、農地利用配
		 分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、
		本委員会の意見を求めるものです。
		(資料は、資料 2)
		こちらは資料2をお願い致します。資料の2、めくって頂き、2頁目が利用配分計画各筆明細
		でございますが。
	I	
		整理番号 1 権利の設定を受ける者 湯梨浜町 株式会社●●。土地の所在は記載の 5 筆でご

和 13 年 1 月 31 日までの 10 年です。説明は以上であります。

	議長	はい。説明が終わりました。皆さんの方から質問はございますか。お尋ねはございますか。
		無い様でございます。それでは質疑を終わります。それでは採決を取ります。議案第53号「農
		用地利用配分計画の策定」について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。
		《全員举手》
		全員が挙手であります。よって「農用地利用配分計画の策定」につきましては、原案のとおり
		意見決定を致しました。
		(山上委員 着席)
議案第 54 号	(議長)	次に議案第 54 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」を議題と致し
農地等の利用の最適化の推進		ます。説明してください。
に関する指針の改定について	事務局	議案第 54 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」を説明します。農
		 業委員会等に関する法律第7条の規定に基づく「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の
		改定について、本委員会の議決を求めるものです。
		(資料は、資料3と資料3-1)
		お手元にですね、資料3と云う事でお配りしています見直し案。そして3-1ですけれども。資
		料 3-1 の方を先に説明させてただ来ますが、
		今申し上げましたとおり、農業委員会等に関する法律第7条。そこにですね、「農地等の利用
		│ │の最適化の推進に関する指針」と云う事で定められている条項がございます。第7条に基づいて
		│ │「指針」と云うものを 3 年前に定めておるんですけども。平成 29 年 12 月 7 日に作成をしてお
		│ │ります。その中でですね、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う
		│ │と云う事で、指針の中に記載をして定めておりますので、それに基づき3年経ったところで見直
		しを掛けると。そう云うことになってるんですけども。
		した。 - 改めて資料の3でございます。3年ごとにと云う事で申し上げていた部分は、1頁目のですね、
		一番下の「なお」以降に赤線を引いておりますところ。そこの内容が、この度はちょっと表現を
		変えているんですけども、同様に、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに見直しを行
		うと云う様なことで、以前も定めておったものでございますけれども。

と云う事で、アンダーラインを引いている所が見直しを掛けて「こう云う風に変えては如何でしょうか。」と云うことでしている箇所でございます。1 頁目はアンダーラインが多いんですけ

ども。2頁目以降は概ね、その目標年次ですとか目標の数値等々ですね。それから若干、言葉を加えてみたりと云う様な事。人・農地プランについては実質化と云う事が、3年経って出て来ていると云う、変化している部分がありますので、「実質化」と云う言葉を入れさせていただいております。3頁目ですね。

そして4頁目につきましては湯梨浜町の方で「梨産地再生プラン」を作っておられますので、 それに沿った形での記載を加えさせていただきました。

事前にですね、総会案内をお配りした時に現行の「指針」、そして見直し案と云う事でお配りをさせていただいておりますので、ある程度はご覧をいただいてるとは思うんですけども。その時に配ったやつの見直し案から。すみません、今日お配りしている資料3のですね、一番真ん中。アンダーラインは引いてあるんですけども、マーカーが引いてある様な所。そこの箇所は、すみません。削除をさせていただけたらなと思っております。

と云う事でお目通しをいただきまして、こう云った見直しで、数値も含めてどうだろうと云う 事で。

ちなみに数値目標ですね、農地については言って見れば減少傾向、どうしてもなってしまうので、こう云う風になるのではなかろうかと云う予想を立てたものが2頁目の管内農地の面積の推移、遊休農地の推移と云う様な形になります。

3 頁目以降の目標の数字と云うものにつきましては、産業振興課の方で、担い手の数、形態なり、そして新規参入なりの目標と云うのは、産業振興課から数字を貰っていると云う事をお伝えをさせていただきたいと思います。以上でございます。

はい。今、縷々説明がございましたが、お判りになりました。事前配布をしてございましたが。 ポイント的に、ここはポイントですと云う所を、掻い摘んで説明を。

はい。ポイントとなる部分は、まさにアンダーラインを引いている所がポイントなんですよ。 簡単に言いますと。

1頁目のですね、アンダーラインを引いている所と云うのが、現状把握と、そして今後どう云う取り組みをして行くかと云う目標。文字どおり方向性を示す無い様でございます。状況が、やはり3年経って変わって来てると云う事がございましたので。例えば1頁目のですね、アンダーラインの所から、平野部分、それから砂丘。平野部で水稲耕作、或いは砂丘地での状況。そして

議長

事務局

中山間地域ではどう云う風に農地の集約化を進めて行くか、或いは利用を進めて行くか、と云う様な内容を載せておりますけれども。やはり一番問題になるのは、担い手がそもそも限られた方しかないので、高齢化に伴ってドンドン・ドンドン管理ができない農地が増えて行く一方でございます、端的に申し上げますと。それで、そうした所を何とか遊休化して行かない様に防ぐ手立てについて検討して行かなくちゃいけませんねと云う事を載させていただいております。

そして、2頁目の遊休農地の解消につきましては、残念ながら、そもそも農地は減る一方だと。 管理できなくなって荒れて行っちゃうんで。遊休農地と云う形が増えるばかりになっちゃいます から、そう云ったところは、非農地認定ができる所は非農地として地目を別のものに変えて行く と云う形で対処するしか、現実的には方法が無いと思いますので、そう云った事も含めての遊休 農地の面積減少と云うことで捉えていただければと思います。

そもそも国の目標としましては、全農地の8割を担い手に集約して行くぞって云うのが掛け声なんですけども。現実的にはそんな話は、少なくとも中国地方に限れば、全く絵に描いた餅でございます。当然のとおり谷あいの所で、何が担い手だと云う事が出て来ちゃいますので。とにかく今頑張ってくださってる方が担い手だと云う風な考えを持たないと、8割集約と云うことは絶対できませんので。

平野部分であればね、こうやって株式会社●●方の、大規模にやっておられる方が頑張ってくださってるんですけれども。頑張れる場所と、そうは言っても頑張れない。無理って云う場所もあるんですから。そう云ったところも考えながら、数字的なものは拾って行かざるを得ないと云う事があります。

今、申し上げました様な事を盛り込んだつもりではあるんですけども。至らない点は多々あろうかと思いますので、皆様からのご意見をいただけたらと云う事で、お願いであります。

はい。説明が、今ございました。お国、農水省。こう云った方々はね、農業の現場を全く知らない。7割8割を担い手にって云う様な計画案を持っておりますけどもね。現実は小さい農家の人を守らないと今の農業を守って行けないんですよ。そう云った事も考えながらですね、こう云った風に見直し案ができてるんだと。現実に近い数字をできるだけ拾う様にしてるんだと云う風な事の、この見直し案でございます。そう云う風にしてご覧になっていただければ、お感じいただけるんじゃないかと思いますので。

議長

事務局の方から、後、補足がもしあれば。 事務局 はい。この指針の改定につきましては、皆様からこれで良いだろうと云うご議決を賜りました らば、今度はこれを告示を致しまして決定と云うことになります。町長部局の方まで、通常の湯 梨浜町の条例の告示とかと同じ様なやり方で決裁を経た上で、掲示板に張り出しをするみたいな 形での告示をして、決定と云う事を、手続きを進めさせていただきますと云う事をお伝えします。 議長 それでは、皆さんの方と、こうしてやり取りをして参りました。最後にお尋ねをします。お尋 ねが最後にございましたらどうぞ、挙手をしてください。はいどうぞ。どうぞ発言してください、 徳岡推進委員。 会長がさっき、少しお話されたんですけども。その、小規模農家の手助けが無いと農地が守れ 徳岡推進委員 ないって云うのはね、出てましたよね。これからは小農に頑張ってもらわないといけない。と云 うのが、国から出たのか県から出たのか、ちょっと分からないですけれども。何か「小農を守る。」 と云う様な記事も見たことがあるので、そう云うところがここにはないので、将来担い手さんで 8割は良いんだけども、さっきの話を聞くと、小農が頑張らないと農業がやっていけないと云う 様な事の、ちょっと何か文字になれば良いかなと思ってますし。 それからもう一つ、管内の農地の件なんですけども。これから3年5年後になるか分からない ですけども。美術館ができて、畑地も田んぼもちょっとずつ無くなりますよね。その ha のとこ ろに反映されてるのか、3年後か5年後か目標のね。そこら辺のところが入っているなら良いで すけども、どれだけなくなるか分からないですけども。そこら辺を。もう分かってる事ですしね。 農業委員会の中でも説明がありました。3年後か5年後かにね、美術館ができるのに、それに合 わせて羽合平野の畑も田んぼも、少しですけども。バイパスができることによって。もう見えて ますよね。測量をしてますから。そこら辺の減少が入ってるのかどうかと云うのをお聞きしたい なと思います。 議長 じゃあ、事務局の方から答えられる範囲で。 まず1点目の質問、小農の話ですけれども。そこまでは、この指針の中には入れずにおこうか 事務局 なと思って触れてないですが。 先月の農業委員会の総会で、産業振興課の担当が説明をさせていただきました経営基盤の基本

構想の見直しですけれども。そちらの方でですね、担い手と云うのの位置付けを「多様な担い手」

と云う事で、考え方自体を転換しまして。大規模農家だけが担い手じゃないですよと。経営規模の如何に係わらず、意欲があって向かっている農家は担い手ですよと云う様な表現の方法に変えたと云う風に、自分は認識しておりますし、そう云う考え方であったと思うんですけども。そう云う風に捉えれば、町としての大本の担い手と云う位置付けが、小農も含めての担い手ですよと云う事で入れ替わって参りますので。あえてこの指針の中で、そう云った部分を挙げなくても良いではないかなと云う考えでおります。

何れにしても、ですから、やはり小農あっての農地維持ですから。随分前からですね、小農をきちっと守って行かなくてはいけないと云うのは、何十年も前から実はあるんですけれども。最近は特に、中間管理事業と云うのがポンと出た時にですね、大規模農家メインでスポットを当てるしか国会議員の先生方はあまりピンと来てないと云うか。農水省自体もそう云う風な説明の仕方をしないと国会議員の先生方を説得できないと云う側面があったんじゃなかろうかなと思うんですけども。

現場の実態を良く分かってる人は、もう何十年も前から、やはり小農あっての大規模農家だよって云う話も、まぁ農地維持だよと云う事は、分かってる人はずっと前から分かってたんですよね。まあそう云った事があって、必ずしも。少なくとも湯梨浜町、中国地方にあたっては、そう云ったものは丸々当ててもらってもそれは困るよと云う事がね、考えが、改めて感じるなと。そう云う事があります。

そして2点目のご質問であります。2頁目の上の管内の農地面積。これ減少して行くにあたって179バイパスの考え方、入っているかどうか。ひと言で申し上げますと、入ってます。

建設水道課経由で貰ってるデータでは、実はそんなに何 ha も減少はしないんですよね。農地部分は当然喰われちゃって、区画形状は変てこになってしまう農地は沢山出てくるんですけれども。面積的な減少と云うのは、そんなに何 ha も、10ha も無くなってしまうと云うことではないです。道自体の工事では無くなりはしないんですけれども。ただやはり区画形状が変形になることによって耕作し辛くなったり、179のバイパスができたから、今度は農地としてじゃなくて多目的な使い方をしたいなと云う考え方もまた、新たに当然出てくるだろうなと。そして今農地を守ってくださっている方々も、どうしても足腰立たん様になってと云う事で減って行くだろうなと云う総合的な事をざっくり見て。年々こうやって減少して来たから同じ位の減少でゆくゆくは

		減って行くだろうなと云うことで当てさせていただいております。
		あまり根拠がある話ではないですけど、想定をしている数字と云うことでご理解いただければ
		と思います。
	徳岡推進委員	分かりました。検討してあれば良いですよ。
	議長	はい。徳岡推進委員、良いですね。
	徳岡推進委員	はい。
	議長	はい。その他にございますか。それでは無い様でございますので、これを持ちまして質疑は終
		わります。採決を取らせていただきます。議案第54号「農地等の利用の最適化の推進に関する
		指針の改定」について、原案のとおり認めることに賛成の委員、挙手をお願いします。 《全員挙手》
		はい。全員が挙手であります。よって議案第54号「農地等の利用の最適化の推進に関する指
		針の改定」については、原案のとおり決定を致します。
		以上で、本総会に付議されました案件は全て終了致しました。
4 その他	(議長)	それでは、暫く休んでおりました農地対策部会さんと、それから農政・担い手部会さんの部会
		報告をしていただきます。
	清水委員	(清水農政・担い手部会長 部会の活動状況等を報告)
	山田委員	(山田農地対策部会長 部会の活動状況等を報告)
	議長	続きまして、その他でございます。3月定例総会の予定について。それでは説明してください。
		○ 3月定例総会の予定について
		3月12日(金)午後3時から
		○ 1月農家相談会の実施状況について報告
		○ 2月農家相談会の日程について
		2月18日(木)午前9時~ 正午
		担当:尾川寛信 委員、山田隆雄 委員、山本正義 推進委員
		○ 人・農地プラン話し合いの日程について
		方面地区 2月21日(日)午前10時頃から
		○ 農業会議からのお知らせ

		農山漁村振興交付金の事業紹介が youtube で見られること
		農業者年金のラジオ CM について
5 閉会	議長	以上を持ちまして、令和 2 年度第 11 回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。どう
		もご苦労様でした。
		(閉会 午後5時05分)